

務	00	01	5年
(令和10年3月末まで保存)			
(令和10年3月末まで有効)			

交 規 第 1 4 2 号
令 和 4 年 7 月 1 5 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

自然公園法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴う交通警察の対応について
自然公園法の一部を改正する法律（令和3年法律第29号。以下「改正法」という。）
が令和3年5月6日に、自然公園法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第258号。
以下「改正令」という。）が同年9月17日に、自然公園法施行規則の一部を改正する省
令（令和4年環境省令第5号。以下「改正省令」という。）が本年3月14日に、それぞ
れ公布され、いずれも本年4月1日に施行された。

改正法による改正後の自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）、改
正令による改正後の自然公園法施行令（昭和32年政令第298号。以下「令」という。）、
改正省令による改正後の自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号。以下「規則」
という。）等のうち交通警察に係る部分、対応上の留意事項等は下記のとおりであ
るので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の内容については、警察庁において環境省と協議済みである。

記

1 改正の概要

(1) 改正令

法第2条第2号に規定する国立公園及び同条第3号に規定する国定公園（以下「国
立公園等」という。）における利用形態の多様化等に伴い、自転車の走行による登
山道やその周辺の荒廃等が問題となっている。

この点、法第20条第1項に規定する特別地域内については、同条第3項第17号の
規定に基づき、

○ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区
域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること
が、法第21条第1項に規定する特別保護地区内については、同条第3項第10号の規
定に基づき、

○ 道路及び広場以外の地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空
機を着陸させること
が、それぞれ環境大臣又は都道府県知事（以下「環境大臣等」という。）による許
可が必要な行為として規定されている。

しかしながら、法において「道路」とは、その根拠となる法令や、法第2条第5

号に規定する公園計画上の位置付けを問わず、人工的に自然を改変した場所であれば該当することとされていることから、主として歩行者が通行する登山道等であっても道路に該当し、前記の車馬等の使用規制の適用が除外され得ることとなる。

そこで、法第20条第3項第18号及び法第21条第3項第11号の政令で定める行為として、令第3条及び第4条において、

- 特別地域又は特別保護地区内の環境大臣が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであって、舗装がされていないものに限る。）において車馬を使用する行為

が、環境大臣等による許可が必要な行為として新たに規定された。

また、法第20条第4項及び法第21条第4項の規定に基づき、当該許可に係る基準が規則第11条第30項に規定された。

(2) 改正省令

従前より、特別地域内において環境大臣等による許可を要しない行為として、法第20条第9項第5号の規定に基づき、規則第12条第29号の30において、

- 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること

が規定されていた一方で、特別保護地区内において環境大臣等による許可を要しない行為として、法第21条第8項第5号の規定に基づき、改正省令による改正前の自然公園法施行規則第13条第27号において、

- 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の防止又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること

が規定されており、特別地域内と特別保護地区内とで、車馬の使用に関する取扱いが異なっていた。

この点、今般の改正により、改正省令による改正前の自然公園法施行規則第13条第27号を第28号とした上で、規則第13条第27号において、

- 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務、犯罪の予防若しくは捜査その他の公共の秩序を維持するための業務又は交通の安全を確保するための業務を行うために車馬を使用すること

が新たに規定され、特別保護地区内においても、一定の業務を行うために車馬を使用する行為については、環境大臣等による許可を要しないこととされた。

2 車馬使用規制道路の運用

(1) 車馬使用規制道路の指定に係る協議等

運用上、環境大臣による車馬の使用を規制する道路（以下「車馬使用規制道路」という。）の指定は、公園計画上に位置付けるとともに、官報に公示して行うこととされた。

この点、車馬使用規制道路に係る内容を含む公園計画が決定し、又は変更される

際には、担当の地方環境事務所、都道府県知事部局等から都道府県公安委員会に対し、事前に協議を行うこととされたほか、官報への公示後に通知を行うこととされた。

(2) 環境大臣による指定の対象とはならない道路

運用上、農業を営むために現在車馬を使用することが相当程度行われている道路及び道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（以下「道路法上の道路」という。）については、環境大臣による車馬使用規制道路の指定の対象とはならないこととされた。

この点、道路法上の道路において車馬の使用を規制する必要がある場合には、担当の地方環境事務所、都道府県知事部局等は、道路管理者及び都道府県公安委員会等と調整の上、

- 道路交通法（昭和35年法律第105号）第8条第1項の規定に基づく歩行者用道路等の交通規制の実施を依頼する
- 道路法第48条の13第3項に規定する歩行者専用道路の指定を依頼する
- 道路法上の道路について路線を廃止するよう依頼した上で、車馬使用規制道路に指定する

といった対応を行うこととされた。

3 対応上の留意事項

前記2(1)の車馬使用規制道路の指定に係る協議が行われた際には、主として歩行者が通行する登山道等であっても、道路法上の道路又は道路交通法第2条第1項第1号に規定する「一般交通の用に供するその他の場所」に該当し得ることを踏まえ、対象の道路及びその周辺の道路交通環境、交通規制実施状況等を勘案し、交通管理上必要な意見を申し入れること。

また、前記2(2)の交通規制の実施の依頼が行われた際には、対象の道路及びその周辺の道路交通環境、交通規制実施状況等を勘案し、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、適切な交通規制を実施すること。

(参考資料)

- 自然公園法の一部を改正する法律の施行について（令和4年4月1日付け環自国発第2204011号）
- 自然公園法の一部を改正する法律（令和3年法律第29号）の官報の写し及び新旧対照条文
- 自然公園法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第258号）の官報の写し及び新旧対照条文
- 自然公園法施行規則の一部を改正する省令（令和4年環境省令第5号）の官報の写し